

きょうとふ 住宅供給公社 だより

みんなで
楽しい！
共同生活
のために

2024年 Vol.10
秋・冬号

高齢者見守りサポーターを実施しています！

府営住宅に日頃から出入りされている生活関連業者や団地の保守点検業者、修繕業者等に高齢者の見守りサポーターとして登録いただいています。見守りの目を増やし、ちょっとした異変を早期に気づくことにより、高齢者等の入居者が安心して生活できる暮らしを共助により実現します。

■ 見守りサポーターの活動 ■

府営住宅を訪問した際に、次の①～⑤の様な異変が認められた場合、公社に通報していただきます。

- ①ポストから新聞や郵便物が溢れているとき
- ②宅配等の品物が玄関先に置き放しになっているとき
- ③約束訪問したが応答がないとき
- ④室内から呻き声や異臭がするとき
- ⑤その他異変が認められるとき

対応

通報を受けた公社または府営住宅管理センターは、ただちに団地自治会と連携を取って現地を確認します。あわせて入居者の親族や保証人へ確認をとり、入居者の安否確認を行います。緊急性があると判断した場合は、警察や消防へ通報し、必要に応じて各市町村の福祉部局へ連絡し、住戸内への立ち入りを行います。



詳しくは、公社 HP に掲載

自然災害時へ備えましょう



自然災害はいつ起こるかわかりません。

重要なのは、**自分や家族の大切な命を守る**ことです！

避難経路を確認し、避難時に持ち出すものを準備するなど、いざという時に備えましょう。

【ハザードマップの確認】

お住いの市町村のハザードマップを参考に、災害の危険性を確認しておく。

【台風や大雨への備え】

天気が悪化する前に、ベランダなどの風で飛ばされそうな物を固定または室内へ移動させる。

【地震への備え】

普段から家具の固定、防災用品や食糧備蓄の対策をしておく。

お住いの地域の避難場所を確認しておく。家族と災害時の行動（避難する場所や連絡方法など）を決めておく。

～発生時の対応～

- ・家具類の転倒や物の落下から身を守り、揺れが収まるのを待ちます。
- ・料理中などでガスを使用時は、揺れが落ち着いてから火を消します。
- ・配管の破損や逆流などのおそれがあるため、排水経路が正常か確認できるまで、トイレの水を流さないでください。

日ごろからも隣近所の方たちに声をかけあい、高齢者の方や助けが必要な人を助け合いましょう



共有スペースについて

共用の廊下や階段に物を置くと、通行の邪魔になるだけでなく思わぬ事故や、災害時の避難や消火活動の妨げになりますので、物を置かないようにしてください。

ベランダに物を置いていると、強風で倒れてガラスなどを破損することがあります。強風で物が飛ばされないよう片付けや固定をお願いします。

また、大雨の時にベランダの排水溝がゴミや土砂で詰まっていると水が流れませんので、定期的に清掃をお願いします。



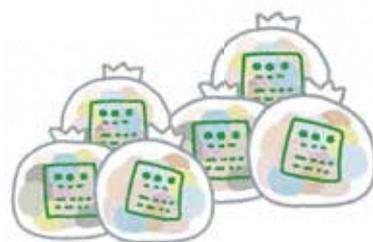
府営住宅は共同住宅です。お互いに入居マナーを守り、住みよい環境を作っていきます。皆さんのちょっとした心づかいで、快適に暮らせるようご協力をお願いします。

みんなで
楽しい！
共同生活
のために

ごみの分別についてお願い

お住いの団地の決められた日に 分別ルールを守って出してください

ごみはお住いの市町村から収集に来ますので、分別収集の日を確認し、必ず団地で決められた所定の場所へ、決められた分別ルールにもとづいて出してください。他の日に出しますと、ごみが散乱したり、悪臭の原因になり、他の入居者に大変迷惑をかけてしまいます。



市町村によっては、ごみの分別ができていないと、収集してもらえないことがあります。
ごみ出しのルールの徹底をお願いします。



ペットは飼えません

犬猫などの動物や生物を飼いますと、昼夜、鳴き声や糞尿のにおい等で他の入居者の迷惑となりますので絶対に飼わないでください。また、ハトや野良猫へのエサやりもしないでください。

ただし、盲導犬など身体障害者補助犬を飼われる場合は、必ず事前に各府営住宅管理センターへご連絡ください。

※動物や生物の飼育等により住宅を汚損したときは、修繕に要する費用を負担していただくことがあります。また、他人への迷惑行為となる場合は、明け渡しを請求する場合があります。

健康相談ダイヤルのご案内

公社では、入居者の皆様の健康相談等に看護師や保健師の資格を持つカウンセラーが24時間365日お電話により対応させていただく「健康相談ダイヤル」を実施しています。



相談いただける内容は右記のとおりとなっています。どうぞご利用ください。

健康相談ダイヤル専用電話番号

0120-188-011

(通話無料)

① 健康相談

- ・気になる体の症状についての相談
- ・ストレス、メンタルヘルスに関する相談
- ・現在、治療中の方の治療に関する相談
- ・健康維持、増進に関する相談
- ・母子保健、育児に関する相談

② 健康情報

- ・夜間、休日の医療機関の案内

③ 介護相談

- ・家庭看護、介護に関する相談

こんな時にはお近くの
府営住宅管理センターへ
お問合せください

入居状況に変更がある場合

入居者や同居親族等に異動があるときは、必ず各府営住宅管理センターにご連絡のうえ所定の手続きを行ってください。特に、名義人の方の退去やお亡くなりの方は至急ご連絡ください。

お部屋の修繕をしたいとき

住宅・共同施設の修繕に関する入居者と府の費用等負担の対象内容については、入居のしおりの「修繕負担区分表」に掲載しております。しおりを紛失された方は、公社ホームページから項目ごとにダウンロードできますのでご利用ください。また、修理についてのご相談やお問合せは、各府営住宅管理センターへご連絡をお願いします。

府営住宅管理センター 年末年始休業日のお知らせ

令和6年12月29日(日)～令和7年1月5日(日)

緊急の場合は、京都府営住宅休日夜間緊急センターが対応いたします

■ 府営住宅管理センター・本社のご案内 ■

山城府営住宅管理センター

〒610-0334
京田辺市田辺中央1丁目5-5
橋本ビル 6階
電話 0774-62-3507

中丹・丹後 府営住宅管理センター

〒623-0053
綾部市宮代町門の前11-2
電話 0773-42-1021

京都府住宅供給公社 業務部

〒602-8054
京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町104番地の2
京都府庁西別館 2階
電話 075-431-4151

公社ホームページ

<https://kyoto-juko.jp/>

